

事務連絡
令和5年12月22日

各都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市町村

厚生労働省老健局介護保険計画課

第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、令和6年度予算政府案等が決定されるとともに、第1号保険料負担の見直しについて、第110回社会保障審議会介護保険部会において「第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）」をお示し、その内容が固まったところです。

これらを踏まえ、第1号保険料及び介護給付費財政調整交付金に関する見直し内容及び第9期計画期間における第1号保険料等の算定に必要な諸係数を、以下のとおりお示しします。

併せて、本事務連絡でお示しする内容について、検討に当たって特に留意いただきたい事項に関するQ&A及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）その他の関係法令に係る現時点における改正案（本日より意見公募手続を実施中）を、別紙のとおりにお示しします。

各都道府県、各市町村におかれましては、これらを踏まえ、条例改正手続や令和6年度予算案への反映等、必要な対応を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

記

第1 第1号保険料に関する見直し及び諸係数について

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとしました。

1 国の定める標準乗率、公費軽減割合等

上記を踏まえ、国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合は、以下のとおりです。

第1号保険料の低所得者軽減については、令和6年度予算案への反映をお願いいたします。なお、地域包括ケア「見える化」システムにおける諸係数についても、本日付で確定値に更新されておりますので、これを踏まえた再度の推計をお願いいたします。

段階数	1段階	2段階	3段階	・・・	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階
標準乗率	0.455	0.685	0.69		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
公費軽減割合	0.17	0.2	0.005		－	－	－	－	－
最終乗率	0.285	0.485	0.685		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

2 基準所得金額（第9期計画期間）

第9期計画期間における第1号保険料の基準所得金額については、「基準所得金額の設定等に係る調査について（依頼）」（令和5年6月29日付当課事務連絡）により依頼した第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ、以下のとおりといたします。

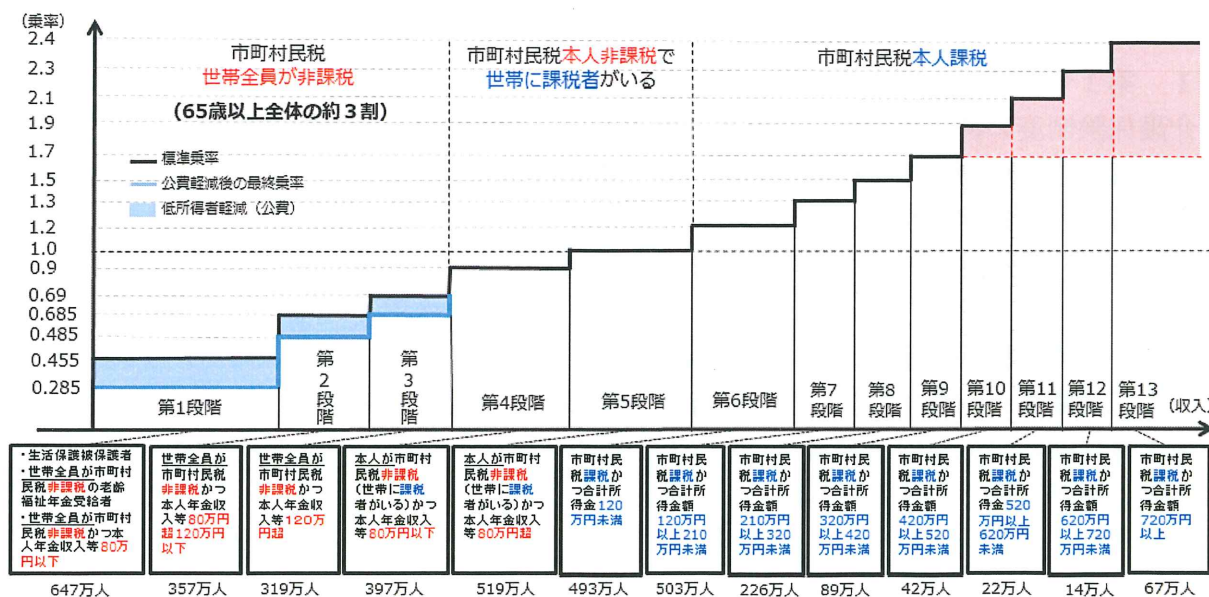
- 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円
- 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円
- 第9段階と第10段階を区分する基準所得金額 420万円
- 第10段階と第11段階を区分する基準所得金額 520万円
- 第11段階と第12段階を区分する基準所得金額 620万円
- 第12段階と第13段階を区分する基準所得金額 720万円

（参考）第9期計画期間における第1号保険料の標準段階・乗率（標準13段階）

※第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）
（令和5年12月22日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえたもの

【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健部介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）